

徳島県情報公開審査会答申第200号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

平成30年1月11日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、次の公文書についての公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

- ①平成29年10月10日付○総第11123号の書類の原議の全て
- ②水質検査書を受けていない情報の取得先及びその内容
- ③清掃及び検査の該当者数、水質検査を受けていない数及び受けている者数（〇〇市全体…平成27年、28年、29年の3年分）
- ④〇〇市〇〇町清掃及び検査数（実績27年、28年、29年）
- ⑤職員服務規程
 - ア 第35条の2第1項に規定する人事課長への報告書（警察官介入）
 - イ 同法第2項による職員の所属長への報告書（警察官介入）

2 実施機関の決定

実施機関は、平成30年1月25日に、審査請求人が本件請求において公開を求める公文書のうち①に係る公文書については条例第8条第1号及び第2号に規定する情報に該当する部分を非公開とする公文書部分公開決定処分を、②に係る公文書については公文書公開決定処分を行い、審査請求人に通知した。

また、③から⑤に係る公文書については「公開請求に係る公文書を保有していない」ことを理由とする公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

平成30年1月31日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

平成30年8月31日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して当該審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件請求に係る公文書のうち⑤を不存在とした本件処分を取り消し、謝罪を求めるとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人から提出された審査請求書における審査請求人の主張によると、審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

徳島県職員服務規程（昭和40年徳島県訓令第498号。以下「服務規程」という。）は、職員の服務全般についての必要事項を定めているものである。

この規程中「事故その他事案の報告」が、服務規程第35条の2第1項第7号で「特に報告の必要があると認められる事故その他の事案が発生したとき」とある。

〇〇保健所は、審査請求人（県民）を犯罪人として告訴・告発した。その結果、〇〇警察署から拳銃、手錠等を持った警察官6～7名が来庁し、「庁舎外で話をしよう」、「自宅へ帰れ」、「保健所から出よう」と盛んに言うだけで、逮捕、拘留、取調べもなかった。

無罪の者に対して、警察官の介入要請は、前代未聞の事件・事故で、県政史上〇〇以外にない。

これを報告しない、服務規程さえ守らず、知らず、綱紀は紊乱し、県民を罪人にしようとしたが罪人にならなかった。県民にとっては重大な問題である。

したがって、公文書を保有していてもあえて不存在とした虚偽の通知であろうと判断する。

もし仮に真に保有していないとすれば職務怠慢であり、服務規程違反である。

よって、今からでも立案・起案し、公開することが公務員としての倫理である。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

審査請求書の「公文書を保有していてもあえて不存在とした虚偽の通知であろうと判断する」の記載事実は否認する。実施機関において、当該公文書の作成は行っていない。

審査請求人から実施機関に対し、公文書公開請求書記載の申出があったことは事実であるが、審査請求人の申出に係る「警察官介入」とは、〇〇総合県民局保健福祉環境部〇〇庁舎が、審査請求人に対して徳島県庁舎管理規則に基づき退去を命じたにもかかわらず聞き入れられなかったため、やむを得ず警察署に通報し、警察官が臨場したという事実を指す。〇〇総合県民局保健福祉環境部〇〇庁舎による当該対応は職場の秩序維持のために組織として行ったものであり、職員が職務に服するに当たっての必要事項を定めた服務規程により律するものではないため、服務規程に基づく公文書

の作成は行われていない。

公文書公開請求については、条例第7条で請求を拒否できる場合が定められており、同条第2号では「公開請求に係る公文書を保有していないとき。」と定められている。

以上により、本件請求については、条例第7条第2号に該当するため、条例第12条第3項の規定により本件処分を行ったものである。

第5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成30年8月31日	諮問
令和2年7月9日	審議（第172回審査会）
令和2年8月3日	審議（第173回審査会）

第6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件事案の審査対象について

審査請求人は、実施機関が行った本件処分のうち、服務規程第35条の2第1項及び第2項に基づく報告文書（以下「本件対象文書」という。）の公開を求めているところ、実施機関は当該公文書については保有していないと主張しているため、その存否について、以下、検討する。

2 本件対象文書の存否について

審査請求書における審査請求人の主張及び弁明書における実施機関の主張を勘案するに、県〇〇総合県民局保健福祉環境部〇〇庁舎において、職員が審査請求人の対応をする中で、庁舎管理上警察署に通報し、警察官に臨場してもらわざるをえない事情が生じたことがうかがえる。

審査請求人は、当該職員の対応が職員の服務に抵触する又は支障を及ぼす行為であるため、実施機関において服務規程第35条の2第1項及び第2項に規定する報告文書を作成し、人事課長又は所属長に報告する必要があると思案したと推察される。

しかし、当該対応は、庁舎管理上組織として行われたものであったことを考慮すると、実施機関において、当該対応が服務規程第35条の2第1項及び第2項の規定に該当すると判断し、報告文書を作成していたとは認め難い。また、実施機関が本件対象文書を保有していると認めるに足りる特段の事情も見受けられなかった。

したがって、本件対象文書を作成しておらず、保有していないことから本件処分を行ったとする実施機関の説明に特段不合理な点はない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、当審査会の判断を左右するものではない。

4 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

徳島県情報公開審査会委員名簿

(50音順)

氏名	職業等	備考
大森 千夏	弁護士	
喜多 三佳	四国大学経営情報学部 教授	会長
小田切 康彦	徳島大学大学院社会産業理工学研究部准教授	
田中 里佳	公認会計士，税理士	
松尾 泰三	弁護士	会長職務代理者

松尾泰三委員は、徳島県情報公開審査会審議要領第14条第1項の規定により、会長の許可を得て本件事案の調査審議を回避した。